

三条市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要綱

(設置)

第1条 三条市地域公共交通協議会運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、三条市地域公共交通協議会規約第13条の規定により三条市地域公共交通協議会の分科会として設置する。

(協議事項等)

第2条 運賃協議分科会は、次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項
 - (2) その他運賃協議分科会が必要と認める事項
- 2 運賃協議分科会は、法第9条第4項に基づき、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置する。

(組織)

第3条 運賃協議分科会の委員は、次の表に掲げる者とする。

| 区分 | 委員 |
|---------------|---|
| 法第9条第4項第1号の委員 | 三条市市民部長 |
| 法第9条第4項第2号の委員 | 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 |
| 法第9条第4項第3号の委員 | 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 |
| 法第9条第4項第4号の委員 | 地域公共交通の利用者（三条地区・栄地区・下田地区）のうち、関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者 |

2 運賃協議分科会の会長は、三条市地域公共交通協議会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、運賃協議分科会を代表し、会務を総括する。

(事務局)

第4条 運賃協議分科会は、その運営に関する事務を行うため、三条市市民部環境課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、三条市市民部環境課長をもって充てる。

3 事務局次長には、三条市市民部環境課課長補佐をもって充てる。

4 事務局員には、三条市市民部環境課職員のうち、会長が指名する者をもって充てる。

5 事務局の事務に関する事項については、会長が別に定めるものとする。

(会議の運営等)

第5条 運賃協議分科会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 決議の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 運賃協議分科会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 運賃協議分科会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

7 会議は公開で行うとともに、運賃協議分科会に関する情報は三条市のホームページ等を利用して公表する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、運賃協議分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。